

## 夜間金庫利用規定

### 1. (利用目的)

この夜間金庫は、当行における本人名義の普通預金、当座預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

なお、窓口営業時間中に利用した場合も、窓口営業時間外に利用した場合と同様に取り扱います。

### 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了までに本人または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (取扱手数料)

- (1) この夜間金庫の利用による取扱手数料として基本料金と利用料金を支払ってください。
- (2) 基本料金は当行所定の預入用カバン（以下「預入用カバン」という）1個につき定める当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当行所定の日に、当行において本人が指定した預金口座から預金通帳および同払戻請求書または小切手によらず自動引き落としのうえ基本料金に充当します。当初契約期間の基本料金は、契約時に契約日に属する月を1か月として、その月から月割り計算により支払ってください。
- (3) 利用料金は当行所定の夜間金庫専用入金帳（以下「入金帳」という）1冊につき定める当行所定の料金により入金帳交付時に支払うものとし、当行において本人が指定した預金口座から預金通帳および同払戻請求書または小切手によらず引き落としのうえ、利用料金に充当することができるものとします。
- (4) 基本料金ならびに利用料金は、諸般の情勢により変更することがあります。

### 4. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のみを入金帳および通帳とともに預入用カバンに入れ、その預入用カバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。  
なお、入金帳綴り込みの入金伝票（夜間金庫専用）（以下「入金伝票」という）には、氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。
- (2) 預入用カバンを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じられたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

### 5. (預金への受け入れ処理)

- (1) この夜間金庫に投入された預入用カバン内の現金は、翌々銀行窓口営業日の窓口営業時間終了時まで、当行所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受け入れ金額を確認してください。
- (2) 前項の取り扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金の金額と相違している場合には、預金への受け入れ金額は、当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

### 6. (預入用カバン等の返却)

預入用カバンならびに通帳等は、当行の受け入れ手続き終了後返却しますので、窓口営業中に来店のうえ受け取ってください。

### 7. (鍵の保管等)

- (1) 投入口開閉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫の開閉をおこなってください。
- (2) 預入用カバンの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入用カバンの開閉に使用します。

## 8. (鍵、預入用カバンの喪失・き損)

投入口開閉鍵、預入用カバンおよび同カバン正鍵を失ったとき、または、き損したときは、ただちに書面によって当行に届け出てください。なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取り替えに要する費用を負担してください。

## 9. (届け出事項の変更等)

名称・代表者・住所・その他届け出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当行に届け出てください。

## 10. (損害の負担等)

- (1) この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預入用カバンの不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用がおこなわれ損害が生じても、当行は責任を負いません。また、これにより当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 11. (夜間金庫の修繕・移転等)

夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行の夜間金庫の一時利用中止または金庫・鍵・預入用カバンの変更・取り替えを求めたときは、ただちにこれに応じてください。

## 12. (解約等)

- (1) この契約は、本人の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、投入口開閉鍵・預入用カバンおよび同カバン正鍵をただちに当行に返却してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- (2) つぎの各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行からの解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしてください。
  - ①本人が基本料金・利用料金・その他本人が負担すべき費用を支払わないとき。
  - ②本人について相続の開始があったとき。
  - ③本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  - ④当行店舗の改装・閉鎖その他相当の事由があるとき。
  - ⑤本人がこの規定に違反したとき。
- (3) 前2項によりこの契約が解約され、投入口開閉鍵・預入用カバンおよび同カバン正鍵が当行に返却されたとき、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの基本料金を月割計算により返戻します。なお、当初契約日の属する月のうちにこの契約が解約された場合は、1か月分の基本料金をいただきます。
- (4) 基本料金・利用料金・その他本人が負担すべき費用が支払われないときには、夜間金庫の利用があっても当行は預入用カバンを留め置き、預入用カバンの返却はしないことができるものとします。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。

## 13. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口開閉鍵・預入用カバン・同カバン正鍵についても同様とします。

## 14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定・当座勘定規定等の該当する預金規定により取り扱います。

以上

(2026 年 10 月改定)